

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
前田道路株式会社(東京都品川区大崎1-11-3)[1000013041]
2. 資格登録停止措置の期間
令和3年2月12日 ~ 令和3年4月11日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格者は、令和2年10月3日「新東名高速道路 御殿場JCT～長泉沼津IC間6車線化工事」(東京支社発注)において、橋梁床版防水工の作業中に、熔解した防水材の容器を運搬していた作業員が、立入禁止措置が取られていなかった危険箇所です足を取られ転倒し、高温の防水材により、顔や気管に火傷を負う事故を発生させた。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)